

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

岐阜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開請求に対する一部公開の決定（令和4年5月23日付け岐阜市教委学安第68号の2。以下「本件処分」という。）のうち、別表第1及び別表第2に示す部分については公開すべきであるが、その余の部分为非公開とした決定は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求の趣旨及びその理由の要旨は、審査請求書及び反論書並びに口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求人が令和4年4月25日付けで行った公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し実施機関が「一部公開する」とした決定を取り消し、「公開する」との決定をするよう求める。

#### 2 審査請求の理由の要旨

- (1) 令和3年第1回定例会で、第74号議案「和解及び損害賠償の額を定めることについて（中学校いじめ事案）」は、常任委員会の報告の通りに議決され、交渉経緯も含めて、仮示談書が正式に認められた。議会では傍聴も認められており、事実上公開と同じ意味を持つから、仮示談書は公開すべきである。
- (2) 本件は、他に類を見ない「いじめの重大事態の案件」である。第三者委員会での調査名は「岐阜市立中学校におけるいじめの重大事態調査報告書」とされており、「いじめの重大事態」という表現が題名の中に入っているため、岐阜市も重大さを認識している。
- (3) 仮示談書（本件処分により公開された公文書）の中に、6「甲らと乙との間には何らの債権債務のないことを相互に確認する」と記載されているから、この仮示談書では金銭的に問題が解決したに過ぎない。
- (4) 仮示談書作成の経緯の中で、遺族の意向として、本事案に関する再調査の意向が汲み取れる。
- (5) 「知る権利」は、憲法第21条によって当然に保障された権利であり、岐阜市情報公開条例でも「知る権利に基づく公文書の公開を求める権利を何人にも保障する」と明確に記載している。また、憲法第23条で「学問の自由」が保障されている。これらの根拠に基づき、本件処分の対象となった公文書の全面公開を請求する。

### 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明及びその理由の要旨は、弁明書によれば、おおむね次のとおりである。

#### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

## 2 弁明の理由の要旨

- (1) 本件処分の対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、令和元年7月に岐阜市立中学校に在籍する3年生の生徒（以下「本件生徒」という。）がいじめを主要因として自死した事案について、令和3年2月に岐阜市と本件生徒の遺族（以下「遺族」という。）との間で締結された「仮示談書」及び仮示談書締結に至るまでの意思決定に係るものとして実施機関が作成した「仮示談書に係る決裁文書」である。

なお、「仮示談書」は、仮示談書の7に基づき、議会の議決により「本示談書」となったものである。

- (2) 本件公開請求に対しては、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）の規定に従い、次のとおり判断し、アからウまでの情報を非公開とすることを決定した。

ア 個人の氏名、年齢、賠償額の内訳、口座情報及びいじめに係る事実関係に関する部分並びに本件示談交渉における個人の主張や考えがわかる部分（公表したものを除く。）の情報は、個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと思われ得るものである。

イ 弁護士の印影は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該法人等又は当該個人の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるものである。

ウ 本件示談交渉における本市の主張や考えがわかる部分（公表したものを除く。）は、岐阜市の機関が行う事務又は事業であって、公開することにより、同種の交渉に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、その性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかであるものである。

- (3) なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の議決事項（和解）に関し、同法その他の法令において議案に記載する内容についての定めはない。

- (4) また、提案する議案について説明責任を果たすため、必要最小限で個人情報提供を考慮することは考えられるが、これをもって必ずしも一律に公開することを容認するものではないし、本市においてこれに関する決め事はない。

- (5) 本件和解に係る議会の審議においては、本件対象公文書は議会に提出しておらず、本件処分において非公開とした部分の情報についても提供してはいない。

- (6) 知る権利のみならず、憲法が保障するすべての人権は、無制約なものではなく、他者や社会との関係で制約される場合がある。

岐阜市情報公開条例は、知る権利を図りつつ、同時に他者や社会などの権利利益を保護するため、第6条第1項において非公開とすることがで

きるものを定めており、同条例の趣旨にのっとった本件処分に違法性及び不当性はない。

#### 第4 当審査会の判断

- 1 本件対象公文書については、審査請求人及び実施機関の主張の間に争いはなく、「仮示談書」及び「仮示談書に係る決裁文書」が対象公文書である。

本件対象公文書中、実施機関が非公開とした部分（以下「本件非公開部分」という。）については、岐阜市情報公開条例第6条第1項各号の該当性について両者の主張に争いがあるため、以下検討する。

#### 2 本件非公開部分について

##### (1) 岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号の該当性

ア 実施機関は、個人の氏名、年齢、賠償額の内訳、口座情報及びいじめに係る事実関係に関する部分並びに本件示談交渉における個人の主張や考えがわかる部分（公表したものを除く。）の情報が、岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当するものとして、本件処分を行っている。

イ 同号では、実施機関は、個人に関する情報で特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものうち通常他人に知られたいと認められるもの（以下「個人識別情報」という。）が記録されている文書については、公開を拒むことができるとされている。

ウ まず、同号でいう「個人」には死者も含まれると解される。なぜなら、岐阜市情報公開条例は文言上、「個人」を生存する個人に限定していないし、死者であっても同号によって保護されるべき利益の存在は認められるからである。この点、岐阜市の「情報公開事務の手引」においても、死者が同号によって保護される余地が認められている。

エ また、同号でいう「個人に関する情報」は、氏名のように、それ自体で個人の識別が可能な情報のほか、他の情報と照合することで特定の個人を識別できる情報も含むと解される。

オ 以上を踏まえて、当審査会で本件対象公文書を見分したところ、本件非公開部分には、本件生徒や遺族の氏名、年齢のようにそれ自体で個人の識別が可能な情報のほか、本件いじめ事案に関わった生徒の情報を含んだ具体的な出来事に関する情報や、遺族の心情、損害賠償に対する考え方、損害賠償の内容に関する情報のように、本件学校の関係者が保有する情報等と照合されれば、特定の個人を識別することが可能な情報が含まれていた。

カ そして、本件事件に関わった生徒の情報を含んだ具体的な出来事に関する情報は、ひとたび他人に知られてしまえば人間関係等に大きな影響を及ぼしかねない性質のものであるし、遺族の心情、損害賠償に対する考え方、損害賠償の内容・方法に関する情報については、極めて個人的な事柄に属する情報で、個人の人格に密接に結びつく情報で

あることから、通常、他人に知られたくない情報に該当するといえる。  
キ よって、オに示した情報が記載された部分は岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当し、非公開とすることが妥当である。

ク 他方で、本件非公開部分には特定の個人を識別するには至らず、また、個人の人格に密接に結びつくものでもない情報も含まれていた（別表第1）。これらの情報については、岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当することを理由に非公開とすることは適切でない。

ケ なお、本件非公開部分には、岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当する情報であるものの、本件対象公文書の他の箇所において既に公開されている情報がある。同じ情報でありながら、一方は公開し、他方は公開しないという取扱いに合理的な理由が見い出せない場合には、当該非公開情報は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」情報として捉え（岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号ア）、公開の対象になる情報として捉えることができると解される。

このような理解を前提にして、当審査会で本件対象公文書を見分したところ、「仮示談書に係る決裁文書」中、別表第2に列挙した部分の情報は、「仮示談書」において既に公開されている情報であった。

当該部分を公開すると、「仮示談書」と比較することで「仮示談書に係る決裁文書」が作成された時点から変更があった部分が判明することにもなるが、それにより特定の個人が識別されることはないし、当該部分の情報が通常他人に知られたくないと認められるような情報でもないことからすると、公開しないという取扱いに合理的な理由が見い出されないものと判断した。

よって、別表第2に列挙した部分の情報については岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当することを理由に非公開とすることは適切ではなく、公開すべきである。

## (2) 岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号の該当性

ア 実施機関は、弁護士印の印影に関する部分が、岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号に該当するものとして、本件処分を行っている。

イ 同号では、実施機関は、事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、「事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるもの」は、公開を拒むことができるとしている。

ウ 本件対象公文書中の弁護士印の印影は、弁護士が職務の遂行上使用する、いわゆる職印により顕出された印影であって、文書が当該弁護士によりその職務上真正に作成されたことを認証する意義を有するものであり、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するものである。

エ そして、弁護士印の印影は、法人の事業の遂行に当たり契約書の作成等に用いられる印章による印影に類するほどの社会生活上の重要性を有するものといえ、これが広く公開されると、これを用いて文書の

偽造がされることなどにより、当該弁護士権利利益が害されるおそれが客観的に認められるというべきである。

オ よって、弁護士印の印影が記載された部分は岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号に該当し、非公開とすることが妥当である。

(3) 岐阜市情報公開条例第6条第1項第4号イの該当性

ア 実施機関は、本件示談交渉における本市の主張や考えがわかる部分（公表したものを除く。）の情報が、岐阜市情報公開条例第6条第1項第4号イに該当するものとして、本件処分を行っている。

イ 同号イでは、実施機関は、市政執行に関する情報であって、公開することにより、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかなもの」は、公開を拒むことができるとしている。

ウ そして、同号イでいう「事務又は事業」は、現に行っている事務又は事業に限定されると解すべきではなく、市の機関が行うことのあるべき同種の事務又は事業一般を含むものと解される。

エ 以上を踏まえて、当審査会で本件対象公文書を見分したところ、本件非公開部分のうち、上記(1)及び(2)において検討した情報以外の情報については、いずれも本件示談交渉における岐阜市の主張であると同時に、同種の示談交渉全般に共通した岐阜市の考え方が推測され得るような情報でもあった。

このような情報が公開されると、紛争に係る公正、円滑な示談交渉を妨げるおそれがあるのもであって、これは、本件示談交渉のように既に交渉が終了した後においても、現在及び将来の同種の事案の示談交渉について著しい支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

オ よって、上記(1)及び(2)において検討した情報以外の情報が記載された部分の情報については岐阜市情報公開条例第6条第1項第4号イに該当し、非公開とすることが妥当である。

### 3 結論

(1) 上記の理由により、第1のとおり判断する。

(2) なお、本件非公開部分については、公文書公開請求決定通知書（令和4年5月23日付け岐阜市教委学安第68号の2）の「公開しない部分」に記載されたもののうち、どれに該当するのか判然としないものがあった。

実施機関においては、今後、公文書の公開請求者に対し、当該公開請求について一部公開の決定をする場合は、公文書公開請求決定通知書に、いかなる理由により当該決定をしたのか、具体的な理由を記載することはもとより、非公開とした部分のうち、どの部分についての理由であるかが分かるようにすることを要望する（岐阜市情報公開条例第8条第2項、岐阜市行政手続条例（平成8年岐阜市条例第31号）第8条第1項及び第2項）。

特定の個人を識別するには至らない情報

ページ	該当部分
19	22行目の18文字目
	22行目の20文字目及び21文字目

別表第2

本件対象公文書の他の箇所において既に公開されている情報

ページ	該当部分
29	12行目の2文字目から14行目の24文字目まで
30	5行目の8文字目から17文字目まで
	5行目の21文字目から30文字目まで

第5 審査会までの審査経緯等

令和4年	4月25日	公文書公開請求
	5月23日	実施機関による一部公開決定
	5月24日	審査請求
	6月30日	実施機関による弁明及び証拠書類の提出
	7月15日	審査請求人による反論
	8月 1日	実施機関による再弁明
	8月 9日	審査請求人による再反論
	11月 9日	審査会への諮問
	12月19日	審査会の審議
5年	1月30日	審査会の審議
	3月 6日	審査会の審議
	4月17日	審議会の審議及び答申

岐阜市情報公開・個人情報保護審査会

会長	土 田 伸 也
委員	寺 本 和佳子
	野 中 準 二
	三 谷 晋 一
	南 圭 一